

介護保険に関するよくある質問(FAQ)

介護保険課 給付適正化係

住宅改修費支給申請		
No.	質問	回答
1	【申請書類について】 新しい様式への変更があった場合は、どのように対応すれば良いか。	ホームページより新様式をダウンロードして申請を行う。
2	【申請書類について】 旧様式で提出した場合は受付不可か。	令和6年12月9日から、標準化に伴う一部申請書類の変更を行った。現在、新様式を使用した申請をお願いしている。
3	【申請書の訂正について】 修正液、修正テープでの訂正はできるか。	修正液、修正テープでの訂正は不可。また、消せるボールペンでの記載も不可。
4	【受領委任払の利用について】 新規や入院中の場合でも、受領委任払を利用できるか。	工事業者が同意すれば利用可能。ただし、利用者が給付制限となっている場合は利用不可。
5	【理由書の作成者について】 作成できる資格者は誰か。	担当ケアマネジャー又は地域包括支援センターの職員が作成可能。 担当ケアマネジャーがない場合は、地域包括支援センターの職員が作成するが、介護サービスを利用していない方について、現時点で居宅(介護予防)サービス計画が提出されておらず、その後も提出する予定のないときは、 <u>居宅介護支援事業所に属している</u> 以下の資格者が作成することが可能。 ①介護支援専門員 ②理学療法士 ③作業療法士 ④福祉住環境コーディネーター2級以上の方
6	【理由書の作成者について】 居宅介護支援事業所に属しているとは何か。	居宅介護支援事業所とは、以下の事業所となる。 ・居宅介護支援事業者 ・介護予防支援事業者 (前橋市地域包括支援センター) ・小規模多機能型居宅介護事業者 ・介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 ・複合型サービス事業者 理由書には介護保険の事業所番号を必ず記入する。
7	【工事明細書について】 端数調整したい場合はどのように調整すれば良いか。	消費税を値引きできないため、税抜き小計額から端数調整値引きを行う。
8	【写真について】 申請時に添付する改修前後の写真の日付について、日付機能のない写真機の場合はどうにすれば良いか。	工事看板や紙等に日付を記入して写真に写し込んで撮影する。
9	【写真について】 写真機本体に日付を写せるアプリケーションを導入して撮影することは可能か。	コンピューターでの加工は認められないが、事前に写真機本体に日付が写り込むアプリケーションを導入したものでの撮影は可能。
10	【領収証の日付】 領収証の日付は、申請前でも可能か。	事前申請を行い、確認通知後の日付でないと支給不可。
11	【ユニットバスについて】 ユニットバスは住宅改修の対象となるか。	ユニットバスは、介護保険の住宅改修の対象外。 具体的に住宅改修が必要な箇所(床材の変更等)が見積書及び理由書に記載されている場合において、その部分のみ対象とができる。その際、対象部分については算出根拠が明確にできる資料を添付する。
12	【支給限度額のリセットについて】 「介護の必要な程度」の段階が3段階以上上がった場合に1回のみ適応される限度額のリセットの段階とは何か。	【前橋市 介護保険課 住宅改修費 取扱い手引き】 3ページの3(1)を参照。 <u>※要支援2又は要介護1は同じ第二段階となるため注意。</u>
13	【工事の取下げ】 事前申請をして確認書が郵送されてきたが、状況が変わってしまい工事を取下げることになった場合はどのようにすれば良いか。	取下げの旨を前橋市に連絡し、ホームページより「取下書」をダウンロードして市へ提出する。

福祉用具購入費支給申請

No.	質問	回答
1	使用していた福祉用具が破損した場合、再購入は可能か。	通常の申請書類の他に、破損箇所が確認できる写真を添付し、その旨を購入理由に明記することで、再度購入の申請が可能となる。破損の内容によっては、状態を確認するため現地を確認する場合がある。
2	販売証明書の提出は必要か。	令和4年度より提出を不要としている。
3	浴槽への出入りの際、浴槽内外に浴槽台を設置したいが可能か。	同一製品は基本的には認められないが、浴槽の跨ぎが高く、両側の高さを改善しないと安全な入浴動作が行えない場合は、その旨が理由として記載されている申請書及び実際の高さが分かる写真を併せて提出していただくことで検討できる可能性がある。また、書類のみで確認が困難な場合は現地を確認する場合がある。
4	グループホーム等で、福祉用具を購入することは可能か。	用具の購入が特段必要であり、被保険者本人のみが使用する場合は可能。(他利用者が利用する場合は不可)
5	福祉用具購入の対象品目は何を基準としているのか。	公益財団法人テクノエイド協会のホームページに掲載されている内容に基づき、対象・非対象品目の判断を行っている。

負担割合証

No.	質問	回答
1	要介護認定申請中だが、負担割合証を先に発行してほしい。	電話連絡をもらい、後日決裁が下りたら発行可能。

介護保険のサービス提供時に発生した事故等の報告について

No.	質問	回答
1	事故報告書を提出する基準を教えてほしい。	「社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に記載のとおり。 事務取扱要領は、前橋市のホームページに掲載している。 「 <u>介護保険のサービス提供時に発生した事故等の報告</u> 」と ホームページで検索すると掲載ページを確認できる。 ※ホームページ上にも説明有。
2	ホームページ上で報告が必要とされる事故に「4 感染症の集団発生」とあるが、新型コロナウィルス感染症やインフルエンザウィルス感染症のクラスターも報告する必要があるか。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に定める感染症のうち、 <u>5類感染症以外のものが報告の対象となります。</u> 5類感染症の新型コロナウィルス感染症等が集団発生した場合は、管轄の保健所に速やかに報告を行ってください。
3	事故が発生した際、保険者への報告の流れを教えて欲しい。	①事故発生後速やかに保険者(介護保険課)に電話で一報を入れる。 担当:給付適正化係 027-898-6157(直通) ②事故後2週間程度を目安に事故報告書を提出する。 ※事故により医療機関等で受診をした場合には、診断結果に關わらず報告してください。
4	介護保険のサービス提供時に発生した事故報告書の提出はFAXで送っても良いか。	FAXでの送付は個人情報保護の観点から受け付けられない。 事故報告書は、①郵送②窓口持参③メールのいずれかの方法で提出をお願いしたい。
5	事故報告書をメールで提出する際のアドレスを教えてほしい。	介護保険課の代表メールアドレスは下記のとおり。 E-mail: kaigo@city.maebashi.gunma.jp ※件名に「事故報告書の提出」等記入。
6	事故報告書をメールで送付する際、添付ファイルの形式に指定はあるか。また、指定の様式はあるのか。	ホームページ上に掲載している様式で、Word、Excel、PDFの3種類のうちのいずれかのファイル形式にて添付をお願いしたい。 ※同様の内容が記載されている他の様式でも可。

7	福祉用具貸与・特定福祉用具販売の対象となっている福祉用具に起因する事故については、事故報告を提出しなくても良いか。	指定福祉用具貸与事業者及び指定福祉用具販売事業者は、利用者に対する提供により事故が発生した場合は、市町村に速やかに事故報告を行ってください。(基準第205条、216条)
---	---	--